

平成24年 2 月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件 名	説 明
	「 予 算 案 」 29件	
1	平成24年度秋田市一般会計予算の件	○資料別紙
2	平成24年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	平成24年度秋田市市有林会計予算の件	
4	平成24年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	平成24年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	平成24年度秋田市公設地方卸売市場会計予算の件	
7	平成24年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
8	平成24年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
9	平成24年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	
10	平成24年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	
11	平成24年度秋田市介護保険事業会計予算の件	
12	平成24年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件	

13	平成24年度秋田市病院事業会計予算の件		
14	平成24年度秋田市水道事業会計予算の件		
15	平成24年度秋田市下水道事業会計予算の件		
16	平成24年度秋田市農業集落排水事業会計予算の件		
17	平成23年度秋田市一般会計補正予算（第12号）の件		
18	平成23年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件		
19	平成23年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件		
20	平成23年度秋田市市営墓地会計補正予算（第3号）の件		
21	平成23年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第1号）の件		
22	平成23年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件		
23	平成23年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第3号）の件		
24	平成23年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件		
25	平成23年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件		
26	平成23年度秋田市病院事業会計補正予算（第3号）の件		

27	平成23年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	
28	平成23年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	
29	平成23年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）の件	
「 条 例 案 」 32件		
30	秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 行政委員会の委員等の報酬の額を改めるとともに、公設地方卸売市場運営協議会委員等の報酬の額を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 行政委員会の委員の報酬を、月額および日額により支給することとする。 2 報酬が月額および日額で定められている者の日額の報酬の支給日について定めるとともに、規定を整備する。 3 公設地方卸売市場の運営協議会委員および取引委員会委員ならびに外国語指導助手の報酬の額等を定める。 4 その他の非常勤職員のうち、特に高度の専門的な知識経験等を必要とする職務にある職員の日額の報酬の上限額を引き上げる。 ○施行期日 平成24年4月1日から
31	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	○改正理由 特殊勤務手当のうち、税務手当等を日額により支給することとともに、給与から控除することができるものの範囲等を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 税務手当の支給範囲を改め、日額により支給することとともに、その名称を市税等賦課徴収手当とする。 2 防疫等業務手当の月額による支給を廃止するとともに、福祉事務現業手当および動物飼育手当を日額により支給するこ

		ととする。 3 葬祭手当を日額により支給することとし、その名称を斎場業務手当に改めるとともに、規定を整備する。 4 給与から控除することができるものの範囲に、職員の駐車場使用料を加えることとする。 ○施行期日 平成24年4月1日から
32	秋田市災害対策基本条例を設定する件	○設定理由 市の災害対策についての基本理念等を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって市民の生命等を災害から保護するため、この条例を設定しようとするもの ○要旨 1 この条例は、災害の予防等に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策の確立を図り、もって市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする。 2 市の災害対策の基本理念として、災害についての自助、共助および公助の理念を定める。 3 防災会議は、地域防災計画を作成するときは、基本理念を反映しなければならないこととする。 4 市民は、自ら居住する建築物等の安全の確保等を図るよう努めなければならないこと等とする。 5 事業者は、従業員および顧客の安全の確保のため、事業で使用する建築物の安全の確保等を図るよう努めなければならないこと等とする。 6 市民および事業者は、市が実施する災害対策事業に協力しなければならないこと等とする。 7 自主防災組織は、地域住民等と協力し、地域における防災活動を実施するよう努めなければならないこと等とする。 8 市は、災害の予防等に関する必要な対策を推進することにより、市民の生命等を災害から守るとともに、安全を確保しなければならないこととする。

- 9 市職員は、市民の安全な生活を確保するため、防災に関する知識等を習得しなければならないこと等とする。
- 10 市は、市民等との協働により、災害対策を推進すること等を基本方針とする。
- 11 市は、自主防災組織の育成のため、必要な助成等に努めなければならないこと等とする。
- 12 市は、災害時要援護者に係る個人情報について自主防災組織等に対して提供し、共有させることができること等とする。
- 13 市は、防災に関する知識の普及等を積極的に推進しなければならないこと等とする。
- 14 市は、危険箇所等を表示した地図を作成し、災害対策に関する情報を市民に提供しなければならないこと等とする。
- 15 市は、災害が発生した場合におけるボランティアによる被災者への支援活動の円滑な実施を確保するために必要な支援等に努めなければならないこと等とする。
- 16 市は、あらかじめ災害時における応急医療体制を整備し、傷病者の救護に当たらなければならないこと等とする。
- 17 市は、災害時に必要な備蓄物資の計画的な整備を行わなければならないこととする。
- 18 市は、災害時においては、直ちに災害対策本部を中心とする応急体制を確立しなければならないこととする。
- 19 市は、災害時において被災者のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設し、運営しなければならないこととする。
- 20 市は、災害により電気等の施設又は設備が被災したときは、各事業者に対し、その速やかな復旧を要請すること等とする。
- 21 市は、災害により市内に甚大な被害が発生したときは、国等と連携協力し、早期の復旧に努めなければならないこと等とする。
- 22 市は、災害時に他の地方公共団体等に

		対し、あらかじめ防災に係る協定を締結することとする。 23 市は、大規模な災害が発生した地方公共団体に対し、応急対策に関し必要な支援を行うこととする。 24 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定めることとする。 ○施行期日 平成24年7月1日から
33	秋田市水防協議会条例の一部を改正する件 ・津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第124号）：平成23年12月14日公布、一部を除き同月27日施行	○改正理由 水防法の一部改正（平成23年法律第124号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から
34	秋田市行政財産使用料条例の一部を改正する件	○改正理由 職員が通勤のため行政財産を駐車場として使用する場合に使用料を徴収することとするため、改正しようとするもの ○改正要旨 職員が通勤のため行政財産を駐車場として使用する場合の使用料は月単位で徴収することとし、その額は、土地使用料の額を勘案して規則で定める額とする。 ○施行期日 平成24年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
35	秋田市土地開発基金条例の一部を改正する件	○改正理由 土地開発基金の規模を縮小するため、改正しようとするもの ○改正要旨 基金の額を、35億円から15億円に改める。 ○施行期日 平成24年8月31日から
36	秋田市特別会計条例の一部を改正する件	○改正理由 地方卸売市場の開設に伴い、新たに公設地方卸売市場会計を設置するため、改正しようとするもの ○改正要旨 新たに公設地方卸売市場会計を設置するとともに、規定を整備する。 ○施行期日 平成24年4月1日から

37	秋田市地域振興基金条例の一部を改正する件	○改正理由 ふれあい福祉基金を地域振興基金に統合するため、改正しようとするもの ○改正要旨 地域振興基金の設置目的および運用益の処理に、ふれあい福祉基金の設置目的および運用益の処理に関する規定を加える。 ○施行期日 平成24年4月1日から。秋田市ふれあい福祉基金条例を廃止するほか、現在の基金に関する経過措置を規定する。											
38	秋田市市税条例の一部を改正する件 ・経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）：平成23年12月2日公布、一部を除き平成25年1月1日施行 ・東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）：平成23年12月2日公布、同日施行 ・地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）：平成23年12月14日公布、一部を除き同日施行	○改正理由 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）の施行等に伴い、個人の市民税の税率の特例等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 道府県たばこ税の税率の一部を市町村たばこ税に移譲することに伴い、市たばこ税の税率を次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">1,000本当たり税率</th></tr> <tr> <th>現 行</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧 3 級品以外</td><td>4,618円</td><td>5,262円</td></tr> <tr> <td>旧 3 級品</td><td>2,190円</td><td>2,495円</td></tr> </tbody> </table> 2 退職所得の分離課税に係る所得割の額の特例を廃止する。 3 平成26年度から平成35年度までの個人の市民税に限り、均等割の税率を500円引き上げ、3,500円とする。 4 その他規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から。ただし、一部の規定は平成25年1月1日および同年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。	種別	1,000本当たり税率		現 行	改正後	旧 3 級品以外	4,618円	5,262円	旧 3 級品	2,190円	2,495円
種別	1,000本当たり税率												
	現 行	改正後											
旧 3 級品以外	4,618円	5,262円											
旧 3 級品	2,190円	2,495円											
39	秋田市暴力団排除条例を設定する件	○設定理由 暴力団の排除についての基本理念等を定めることにより、暴力団の排除を推進するため、この条例を設定しようとするもの											

		○要旨 1 この条例は、暴力団の排除について、基本理念等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全および平穏を確保し、ならびに市民の経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。 2 暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、利用しないことおよび暴力団に対して資金を提供しないことを基本として、市民、事業者、秋田県警察等の相互の連携協力の下に推進されなければならないこととする。 3 市は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し、および実施すること等とする。 4 市民は、基本理念にのっとり、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めること等とする。 5 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業に関し暴力団が利益を得ることとならないよう努めること等とする。 6 市は、公共工事等により暴力団が利益を得ることとならないよう必要な措置を講ずることとする。 7 市は、市民等に対し、関係機関等と連携し、暴力団の実態についての周知を図ることその他の啓発活動を行うこととする。 8 市が共催する祭礼等の主催者は、その開催の約款等において、暴力団を利用しないこと等について定めるよう努めることとする。 9 市の機関は、暴力団の排除のために必要な個人情報が必要最小限の範囲で収集し、必要があるときは警察署長に提供することができることとする。 10 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定めることとする。 ○施行期日 平成24年4月1日から
40	秋田市雄和中の沢多目的研修集会施設条例を廃止する件	○廃止理由 雄和中の沢多目的研修集会施設を廃止す

		るため、廃止しようとするもの ○施行期日 平成24年4月1日から
41	秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する件	○改正理由 秋田市民交流プラザの施設の使用料を引き下げ、その使用時間の単位を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 秋田市民交流プラザの施設の使用料を引き下げ、時間単位で徴収することとともに、規定を整備する。 ○施行期日 平成24年7月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
42	秋田市障害福祉サービスセンター条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）：平成23年5月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行 ・障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）：平成22年12月10日公布、平成24年4月1日施行（一部については公布の日および平成23年10月1日施行）	○改正理由 障害者自立支援法の一部改正（平成23年法律第37号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 平成24年4月1日および公布の日から
43	秋田市手数料条例の一部を改正する件	○改正理由 介護老人保健施設の開設の許可申請等に係る手数料を定めるとともに、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請等に係る手数料を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 新たに介護老人保健施設の開設許可申請手数料等を定める。 2 新たに浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請等に係る手数料を定める。 ○施行期日 平成24年4月1日から
44	秋田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する件 ・介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する	○改正理由 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法

	法律（平成23年法律第72号）：平成23年6月22日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	律第72号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 平成24年4月1日から
45	秋田市介護保険条例の一部を改正する件 ・介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成23年政令第376号）：平成23年12月2日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○改正理由 介護保険法施行令の一部改正（平成23年政令第376号）等に伴い、平成24年度から平成26年度までの保険料率およびその特例について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 第5期介護保険事業計画の策定に伴い、平成24年度から平成26年度までの第一号被保険者に係る保険料率を定める。 ○施行期日 平成24年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。
46	秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する件	○改正理由 食品衛生法施行規則の一部改正（平成23年内閣府令・厚生労働省令第5号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 規定を整備する。 ○施行期日 公布の日から
47	秋田市児童館条例の一部を改正する件	○改正理由 中通児童館の移転に伴い、その位置の表示を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 中通児童館の位置の表示を「秋田市南通みその町3番27号」から「秋田市南通亀の町12番17号」に改める。 ○施行期日 平成24年4月1日から
48	秋田市一般廃棄物処理施設整備基金条例を設定する件	○設定理由 一般廃棄物処理施設の整備等の関連事業に要する経費に充てることを目的とする一般廃棄物処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置するため、この条例を設定しようとするもの ○要旨

		1 基金は、一般廃棄物処理施設の整備等の関連事業に要する経費に充てるため、設置することとする。 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることとする。 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととする。 4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入することとする。 5 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとする。 6 基金は、一般廃棄物処理施設の整備等の関連事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとする。 7 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとする。 ○施行期日 平成24年4月1日から
49	秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例および秋田市屋外広告物条例の一部を改正する件 ・民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）：平成23年6月3日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○改正理由 民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 浄化槽保守点検業および屋外広告業の登録申請者が未成年者である場合の法定代理人に関する規定を整備する。 ○施行期日 平成24年4月1日から
50	秋田市商工業振興条例の一部を改正する件	○改正理由 奨励措置の適用対象者の拡大を図るため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 新たに一定の要件を満たす流通関連施設および特定サービス施設の新設等について、奨励措置の対象とする。 2 情報通信関連事業所の新設等に係る投下固定資産総額の金額要件を緩和する。 ○施行期日 平成24年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

51	秋田市河辺畜産経営環境整備施設条例を廃止する件	○廃止理由 河辺畜産経営環境整備施設を廃止するため、廃止しようとするもの ○施行期日 平成24年4月1日から												
52	秋田市自転車等駐車場条例の一部を改正する件	○改正理由 アトリオン広場地下自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料を徴収しないこととするとともに、自転車を入出場することができる時間等を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 駐車場の使用料を無料とする。 2 駐車場に入場し、又は出場することができる時間について、「午前7時から午後9時まで」を「午前9時から午後7時まで」に変更する。 3 駐車場における定期使用および冬期保管を廃止する。 ○施行期日 平成24年7月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。												
53	秋田市にぎわい交流館条例の一部を改正する件	○改正理由 にぎわい交流館の附属設備の利用料金について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 にぎわい交流館の附属設備の利用料金は、次の表に定める額の範囲内とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>単位</th><th>利用料金 (上限額)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音響映像設備で規則で定めるもの</td><td rowspan="4">1設備につき</td><td>8,000円</td></tr> <tr> <td>照明設備で規則で定めるもの</td><td>7,000円</td></tr> <tr> <td>舞台設備で規則で定めるもの</td><td>6,000円</td></tr> <tr> <td>その他附属設備で規則で定めるもの</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table> 備考 この表の額は、市長が特に必要であると認める場合を除き、別表第1および別表第2に定める施設の利用時間の区分（1時間当たりの利用料金の額が定められている施設にあっては、1時間）の額とする。	品目	単位	利用料金 (上限額)	音響映像設備で規則で定めるもの	1設備につき	8,000円	照明設備で規則で定めるもの	7,000円	舞台設備で規則で定めるもの	6,000円	その他附属設備で規則で定めるもの	10,000円
品目	単位	利用料金 (上限額)												
音響映像設備で規則で定めるもの	1設備につき	8,000円												
照明設備で規則で定めるもの		7,000円												
舞台設備で規則で定めるもの		6,000円												
その他附属設備で規則で定めるもの		10,000円												

		○施行期日 平成24年 7 月21日から。ただし、一部の規定は同月 5 日から
54	秋田市短期大学運営基金条例の一部を改正する件	○改正理由 短期大学運営基金（以下「基金」という。）について、4 年制大学への移行のための施設等の整備に充てる場合に処分することができることとするため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 題名を「秋田市短期大学運営等基金条例」とする。 2 基金は、短期大学等の施設および設備の整備に必要な財源に充てる場合についても処分することができることとするともに、規定を整備する。 ○施行期日 平成24年 4 月 1 日から
55	秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件	○改正理由 山谷小学校の廃止に伴い、太平小学校、山谷小学校、太平中学校共同調理場の名称を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 太平小学校、山谷小学校、太平中学校共同調理場の名称を太平小学校、太平中学校共同調理場に改める。 ○施行期日 平成24年 4 月 1 日から
56	秋田市招致外国青年の給料および旅費に関する条例を廃止する件	○廃止理由 招致外国青年に報酬等を支給することとするため、廃止しようとするもの ○施行期日 平成24年 4 月 1 日から
57	秋田市立図書館条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年 8 月30日公布、一部を除き平成24年 4 月 1 日施行	○改正理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、図書館協議会の委員の任命の基準を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 図書館協議会の委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験者の中か

		ら任命することとするとともに、規定を整備する。 ○施行期日 平成24年4月1日から
58	秋田市美術作品等取得基金条例の一部を改正する件	○改正理由 美術作品等取得基金（以下「基金」という。）について、美術作品等の修復に充てる場合に処分することができることとするため、改正しようとするもの ○改正要旨 基金は、美術作品等の修復のため必要な財源に充てる場合についても処分することができることとするとともに、規定を整備する。 ○施行期日 平成24年4月1日から
59	秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）：平成23年8月30日公布、一部を除き平成24年4月1日施行	○改正理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、千秋美術館協議会の委員の任命の基準を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 千秋美術館協議会の委員は、学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者ならびに学識経験者の中から任命することとするとともに、規定を整備する。 ○施行期日 平成24年4月1日から
60	秋田市火災予防条例の一部を改正する件 ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号）：平成23年12月21日公布、一部を除き平成24年7月1日施行	○改正理由 危険物の規制に関する政令の一部改正（平成23年政令第405号）に伴い、新たに指定された危険物の貯蔵および取扱いの基準等に関する経過措置を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 新たに危険物として指定された炭酸ナトリウム過酸化水素付加物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等に関する経過措置を規定する。 ○施行期日 平成24年7月1日から

61	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 金足の一部を給水区域に加えることに伴い、給水人口等を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 金足の岩瀬、堀内、浦山および高岡地区を新たに給水区域に加えるため、給水人口および1日最大給水量を、これらの区域を加えた最新の推計値に改める。 給水人口：327,700人→319,100人 1日最大給水量：144,900 →125,700 ○施行期日 規則で定める日から
「 単 行 案 」 14件		
62	包括外部監査契約を締結する件	○平成24年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの ・ 契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 ・ 契約の始期 平成24年4月1日 ・ 契 約 金 額 10,417,050円を上限とする額 ・ 契約の相手 渡邊雅章(資格：公認会計士) ※提出根拠法：地方自治法第252条の36第1項
63	秋田市東地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○東地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・ 指定管理者 東地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
64	秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・ 指定管理者 保戸野地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・ 指定の期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項

65	秋田市川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○川尻地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 川尻地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
66	秋田市河辺戸島ふるさとセンターの指定管理者を指定する件	○河辺戸島ふるさとセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 戸島町内会 ・指定の期間 平成24年4月1日～平成26年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
67	秋田市雄和左手子交流センターの指定管理者を指定する件	○雄和左手子交流センターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 左手子報徳会 ・指定の期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
68	秋田市御所野交流センターの指定管理者を指定する件	○御所野交流センターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 社会福祉法人秋田けやき会 ・指定の期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項
69	秋田市にぎわい交流館および秋田市中通一丁目自動車駐車場の指定管理者を指定する件	○にぎわい交流館および中通一丁目自動車駐車場の指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 あきたまちづくり共同企業体 ・指定の期間 ・にぎわい交流館 平成24年7月21日～平成29年3月31日 ・中通一丁目自動車駐車場 平成24年7月5日～平成29年3月31日 ※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項

70	市道路線を廃止する件	○雄和火葬場の閉場に伴い機能消滅した路線を整理するため、廃止しようとするもの ・廃止路線 1 路線 101.6m ※提出根拠法：道路法第10条第3項
71	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 5 路線 延長341.0m ・認定後の市道総延長 約1,984Km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
72	建物を譲与する件	○平成24年3月設立予定の株式会社河辺堆肥センター（仮称）へ事業の用に供する建物を譲与しようとするもの ・所 在 秋田市河辺神内字鎌倉1番地5 ・種 類 たい肥発酵処理施設および管理棟 ・面 積 ・たい肥発酵処理施設 1,315.31㎡ ・管理棟 50.05㎡ ・譲与先 株式会社河辺堆肥センター（仮称） ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
73	土地および建物を買入れる件	○にぎわい交流館および中通一丁目自動車駐車場の用地および建物を取得しようとするもの ・土地 ・にぎわい交流館用地 ・所 在 秋田市中通一丁目67番 ・種 類 宅地 ・面 積 （区分1）2,308.48㎡の内、共有持分0.259242 （区分2）2,308.48㎡の内、共有持分0.740758 ・予定価格 318,570,000円 ・中通一丁目自動車駐車場用地 ・所 在 秋田市中通一丁目68番 ・種 類 宅地 ・面 積 10,680.10㎡の内、共有持分0.570508 ・予定価格 743,356,000円

		・建物 ・にぎわい交流館 ・所 在 秋田市中通一丁目67番 ・構 造 鉄骨造地下1階地上4階建 ・用 途 公益施設 ・面 積 (区分1) 専用部分 1,111.37㎡ 共用部分 844.32㎡の内、 共有持分0.259242 (区分2) 専用部分 3,175.62㎡ 共用部分 844.32㎡の内、 共有持分0.740758 ・予定価格 1,716,823,500円 ・中通一丁目自動車駐車場 ・所 在 秋田市中通一丁目68番 ・構 造 鉄骨造地上5階建 ・用 途 駐車場 ・面 積 - 専用部分 17,892.71㎡ 二者共用部分 809.69㎡の内、共有 持分0.838646 三者共用部分 110.93㎡の内、共有 持分0.833337 ・予定価格 822,034,500円 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
74	秋田市中心卸売市場会計へ繰り入れる件	○中央卸売市場会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成24年度）を行おうとするもの ・繰入金額 21,696千円以内 ※提出根拠法：地方財政法第6条
75	秋田市大森山動物園会計へ繰り入れる件	○大森山動物園会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成24年度）を行おうとするもの ・繰入金額 362,198千円以内 ※提出根拠法：地方財政法第6条

「追加提案」	
「人事案」 6件	
76	秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件 ○公平委員会委員伊勢昌弘氏の辞任（平成24年1月26日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期 残任期間(平成26年12月25日まで) ※提出根拠法：地方公務員法第9条の2第2項
77	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件 ○教育委員会委員藤井正人氏の任期満了(平成24年3月31日付)に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの ・任期 4年 ※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項
78	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 ○固定資産評価審査委員会委員大塚宏幸氏の任期満了（平成24年5月12日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期 3年 ※提出根拠法：地方税法第423条第3項
79	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 ○固定資産評価審査委員会委員鈴木玲子氏の任期満了（平成24年5月12日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期 3年 ※提出根拠法：地方税法第423条第3項
80	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 ○固定資産評価審査委員会委員木村澄氏の任期満了（平成24年5月12日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期 3年 ※提出根拠法：地方税法第423条第3項
81	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 ○固定資産評価審査委員会委員山陰逸郎氏の任期満了（平成24年5月12日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期 3年 ※提出根拠法：地方税法第423条第3項